

## 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」等の概要

### 1. 背景・趣旨

平成 25 年 10 月に採択された水銀に関する水俣条約では、水銀廃棄物について環境上適正な方法で管理することが求められており、平成 27 年 2 月、中央環境審議会より答申された「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について」（以下「答申」という。）において示された水銀廃棄物の環境上適正な処理の在り方を踏まえ、同年 11 月 11 日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 376 号）が公布された。改正令において廃水銀等の処分等の基準、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処理基準並びに廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への追加等については平成 29 年 10 月 1 日より施行されることから、関連する環境省令等を改正するものである。

また、廃水銀の処分方法については、答申において、現時点で一定の見通しが得られている安定化技術と処分技術を念頭に、中間処理（精製＋硫化＋固型化）後も判定基準を満たさない水銀処理物は遮断型最終処分場で、判定基準に適合する水銀処理物は要件に見合った管理型最終処分場で処分することが適当であると整理されている。

一方、答申の中では、廃水銀の処分方法について以下の課題が示されている。

- 中長期的に金属水銀を廃棄物として取り扱う必要が生じた際、水銀の長期的な管理を徹底する観点から、最善の手法で取り扱うことが重要であるが、水銀の安定化技術は国内外における研究開発が継続している状況であり、また、水銀処理物の長期安定性についても、近年の精力的な調査研究により一定の見通しが得られつつあるものの、さらに継続した調査研究や検証が必要な状況にある。
- 現時点で一定の見通しが得られている安定化技術と処分技術を念頭に整理したが、未だ実績のない新しい処理・処分方法であることを踏まえ、その適用に向けては継続的検討が必要である。
- 廃金属水銀等の長期的な管理を徹底するため、さらに継続的な調査研究や検証を進めつつ、国を含めた関係者の適切な役割分担の下での処理体制及び長期間の監視体制を含め、全体の仕組みを最適なものとするよう、今後とも検討を深めることを期待する。

以上の答申の考え方にに基づき、現時点で得られている知見を踏まえ、環境省令等を改正することとするが、引き続き、現在、有価物として取り扱われている金属水銀を中長期的に廃棄物として取り扱う必要が生じた際の廃水銀の長期的な管理のあり方の検討、水銀処理物の長期安定性に関する検証等を行い、それらの結果を踏まえて、環境省令等の見直しの検討を行う。

## 2. 改正の概要

(略称)

法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）

改正令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 376 号）による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

規則：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）

判定基準省令：金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和 48 年総理府令第 5 号）

最終処分基準省令：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年<sup>総理府</sup>厚生省令第 1 号）

13 号告示：産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和 48 年環境庁告示第 13 号）

5 号告示：金属等を含む廃棄物の固型化に関する基準（昭和 52 年環境庁告示第 5 号）

194 号告示：特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成 4 年厚生省告示第 194 号）

148 号告示：特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法（平成 11 年厚生省告示第 148 号）

### 2-1. 改正の概要（水銀廃棄物適正処理検討専門委員会平成 28 年度審議事項）

#### (1) 硫化・固型化方法（194 号告示、5 号告示関係）

廃水銀（特別管理一般廃棄物）又は廃水銀等（特別管理産業廃棄物）を埋立処分する際には、あらかじめ硫化・固型化することが 194 号告示及び改正令第 6 条の 5 第 1 項第 3 号ルにおいて規定されており、硫化・固型化方法を以下のとおり定めることとする。

##### ○ 精製

- 硫化を行う廃水銀又は廃水銀等については、あらかじめ水銀の純度が 99.9%以上となるよう精製設備を用いて精製すること。

##### ○ 硫化

- 硫化設備を用いて精製した水銀を硫化すること。
- 混合する硫黄と水銀とのモル比（S/Hg）が 1.05 以上 1.1 以下であること。
- 硫化に用いる硫黄は粉末状であることとし、その純度は 99.9%以上であること。

##### ○ 固型化

- 固型化設備を用いて硫化水銀を固型化すること。
- 結合材は改質硫黄であることとし、その配合量は硫化水銀 1 kg 当たり 1 kg 以上であること。

- 改質硫黄固型化物の強度は、埋立処分を行う際における一軸圧縮強度が 0.98MPa 以上であること。また、改質硫黄固型化物の形状及び大きさは、次のとおりであること。
  - 体積(立方 cm)と表面積(平方 cm)との比(体積/表面積)が 1 以上であること。
  - 最大寸法と最小寸法との比が 2 以下であること。
  - 最小寸法が 5 cm 以上であること。

**(2) 廃水銀等の硫化施設の技術上の基準及び維持管理の技術上の基準(規則第 12 条の 2 及び第 12 条の 7 関係)**

廃水銀等の硫化施設は改正令第 7 条第 10 号の 2 において、産業廃棄物処理施設へ追加されており、全ての産業廃棄物処理施設に共通する技術上の基準及び維持管理の技術上の基準(規則第 12 条及び第 12 条の 6)に加え、以下の技術上の基準もかけることとする。

**○ 技術上の基準**

- 事故時における反応設備等からの水銀の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該設備が設置される床又は地盤面は、水銀が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。
- 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。
  - ①精製された水銀と硫黄とを均一に化学反応させる装置が設けられていること。
  - ②外気と遮断されたものであり、又は反応設備内を負圧に保つことができるものであること。
- 排気口又は排気筒から排出される排ガスにより生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が設けられていること。

**○ 維持管理の技術上の基準**

- 精製された水銀の量に応じ、硫黄の供給量を調節すること。
- 精製された水銀と硫黄とを均一に化学反応させること。
- 水銀による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

**(3) 埋立処分に係る判定基準(規則新設条項、判定基準省令、13 号告示関係)**

改正令第 3 条第 3 号ヌ(2)及び第 6 条の 5 第 1 項第 3 号において、廃水銀(特別管理一般廃棄物)又は廃水銀等(特別管理産業廃棄物)の処理物のうち溶出基準に適合しないものについては遮断型最終処分場で処分することが規定されており、当該溶出基準を以下のとおり定めることとし、検定方法は 13 号告示に準ずるものとする。

アルキル水銀化合物：アルキル水銀化合物につき検出されないこと。

水銀又はその化合物：検液 1 Lにつき水銀 0.005mg 以下

**(4) 管理型最終処分場の上乗せ措置(規則新設条項、最終処分基準省令、規則第 12 条の 40 関係)**

## ○ 埋立処分時の上乗せ措置

改正令第3条第3号ヌ（3）及び第6条の5第1項第3号ヲ（2）において、廃水銀（特別管理一般廃棄物）又は廃水銀等（特別管理産業廃棄物）の処理物の埋立処分を行う場合には、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずることとされており、当該措置について以下のとおり定めることとする。

- 最終処分場のうちの一定の場所において、かつ、埋め立てる処理物が分散しないように、かつ、その他の廃棄物と混合するおそれのないように他の廃棄物と区分して行うこと。
- 埋め立てる処理物が流出しないように必要な措置を講ずること。
- 埋め立てる処理物に雨水が浸入しないように必要な措置を講ずること。

## ○ 維持管理基準及び廃止基準

最終処分基準省令において、廃水銀（特別管理一般廃棄物）又は廃水銀等（特別管理産業廃棄物）の処理物を埋め立てた最終処分場について、一般的な維持管理基準及び廃止基準に加え、以下の基準もかけることとする。

- 維持管理基準として、埋め立てる処理物についての記録及び埋立位置を示す図面を処分場の廃止までの間、保存すること。
- 廃止基準として、埋め立てた処理物に雨水が浸入しないように必要な措置を講ずること。

## ○ 形質変更の制限

廃水銀（特別管理一般廃棄物）又は廃水銀等（特別管理産業廃棄物）が地下にあることが指定区域台帳から明らかな場合の土地の形質の変更の施行方法に関する基準として、一般的な基準に加え、以下の基準もかけることとする。

- 土地の形質の変更により水銀の溶出による生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないよう必要な措置を講ずるものであること。

## (5) 水銀使用製品産業廃棄物の対象の指定（規則新設条項関係）

改正令第6条第1項第1号ロにおいて、水銀又は水銀化合物が使用されている製品が産業廃棄物となったもののうち環境省令で定めるものを「水銀使用製品産業廃棄物」と定義し、通常の産業廃棄物の処理基準に加えて追加的な処理基準を課すこととしており、「水銀使用製品産業廃棄物」の対象を以下のとおり定めることとする。

- 水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成27年法律第42号）第13条における「既存の用途に利用する水銀使用製品」及び「新用途水銀使用製品」のうち、以下①～③が産業廃棄物となったもの

### ① 以下の水銀使用製品

- 1) 水銀電池
- 2) 空気亜鉛電池
- 3) スイッチ及びリレー（水銀が目視で確認できるもの。）

- 4) 蛍光ランプ（冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。）
  - 5) HID ランプ（高輝度放電ランプ）
  - 6) 放電ランプ（蛍光ランプ及びHID ランプを除く。）
  - 7) 農薬
  - 8) 気圧計
  - 9) 湿度計
  - 10) 液柱形圧力計
  - 11) 弾性圧力計（ダイアフラム式のものに限る。）
  - 12) 圧力伝送器（ダイアフラム式のものに限る。）
  - 13) 真空計
  - 14) ガラス製温度計
  - 15) 水銀充満圧力式温度計
  - 16) 水銀体温計
  - 17) 水銀式血圧計
  - 18) 温度定点セル
  - 19) 顔料
  - 20) 水銀ペレット及び水銀粉末
  - 21) ボイラ（二流体サイクルに用いられるものに限る。）
  - 22) 灯台の回転装置
  - 23) 水銀抵抗原器
  - 24) 周波数標準機
  - 25) 参照電極
  - 26) 握力計
  - 27) 医薬品
  - 28) 水銀の製剤
  - 29) 塩化第一水銀の製剤
  - 30) 塩化第二水銀の製剤
  - 31) よう化第二水銀の製剤
  - 32) 硝酸第一水銀の製剤
  - 33) 硝酸第二水銀の製剤
  - 34) チオシアン酸第二水銀の製剤
  - 35) 酢酸フェニル水銀の製剤
- ② ①の製品を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品（ 3) スイッチ及びリレー、4) 蛍光ランプ、5) HID ランプ、6) 放電ランプ、11) 弾性圧力計、12) 圧力伝送器、13) 真空計、15) 水銀充満圧力式温度計、又は 24) 周波数標準機を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品を除く。19)顔料が塗布された水銀使用製品を除く。）

※ 除外されている水銀使用製品についても、当該水銀使用製品に部品として

用いられている水銀使用製品が取り出された場合には取り出された水銀使用製品が水銀使用製品産業廃棄物の対象となる。

③ ①②のほか、水銀又はその化合物が使用されていることが表示されている水銀使用製品

※ 水銀等が使用されていることが製品本体への表示以外の方法（購入時の説明、契約書、パッケージ、取扱説明書、パンフレット、カタログ、ウェブページへの掲載、店頭での告知、処理業者からの情報提供等）で確認できるものについては、水銀使用製品産業廃棄物と同等に扱うことを水銀廃棄物ガイドラインで示す予定。

※ 「水銀使用製品産業廃棄物」について産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、産業廃棄物処理施設の許可においてその取扱いを明らかにすること、委託契約書及びマニフェストへの記載を義務づけることも措置する（2-2. (10) 参照）。廃棄物データシート（Waste Data Sheet）への記載を求めることについては「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（平成25年6月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）」の改正により対応予定。

#### (6) 水銀回収を義務付ける水銀使用製品産業廃棄物の対象及び水銀回収方法（規則新設条項、新規告示関係）

改正令第6条第1項第2号ホ（2）において、水銀使用製品産業廃棄物のうち、当該廃棄物に使用される水銀又は水銀化合物の割合が相当の割合以上であるものの処分又は再生を行う場合には、あらかじめ水銀を回収することを義務付けており、回収を義務付ける対象及び水銀回収方法を以下のとおり定めることとする。

##### ○ 水銀の回収を義務付ける水銀使用製品産業廃棄物の対象

水銀使用製品産業廃棄物のうち、以下のものが産業廃棄物となったもの

- スイッチ及びリレー
- 気圧計
- 湿度計
- 液柱形圧力計
- 弾性圧力計（ダイアフラム式のものに限る。）
- 圧力伝送器（ダイアフラム式のものに限る。）
- 真空計
- ガラス製温度計
- 水銀充満圧力式温度計
- 水銀体温計
- 水銀式血圧計
- 灯台の回転装置
- 浮ひょう形密度計

- 積算時間計
- ひずみゲージ式センサ
- 電量計
- ジャイロコンパス
- 握力計

#### ○ 水銀回収方法

- ばい焼設備を用いてばい焼するとともに、ばい焼により発生する水銀ガスを回収する設備を用いて当該水銀ガスを回収する方法
- 水銀使用製品産業廃棄物に封入された水銀を分離する方法であって水銀が大気中に飛散しないように必要な措置が講じられている方法

### (7) 水銀含有ばいじん等の対象（規則新設条項関係）

改正令第6条第1項第2号ホにおいて、水銀又は水銀化合物が含まれているばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ又は鉱さいのうち環境省令で定めるものを「水銀含有ばいじん等」と定義し、通常の産業廃棄物の処理基準に加えて追加的な処理基準を課すこととしており、「水銀含有ばいじん等」の対象を以下のとおり定めることとする。

- 水銀又はその化合物中の水銀をその重量の 15mg/kg を超えて含有するもの（廃水銀等（特別管理産業廃棄物）及び従来の水銀を含む特別管理産業廃棄物を除く。）

※ 「水銀含有ばいじん等」について産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、産業廃棄物処理施設の許可においてその取扱いを明らかにすること、委託契約書及びマニフェストへの記載を義務づけることも措置する（2-2. (10) 参照）。廃棄物データシート（Waste Data Sheet）への記載を求めることについては、「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（平成25年6月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）」の改正により対応予定。

### (8) 水銀回収を義務付ける水銀含有ばいじん等の対象及び回収方法の追加（規則新設条項、新規告示関係関係）

改正令第6条第1項第2号ホ（2）において、水銀含有ばいじん等のうち、当該廃棄物に含まれている水銀又は水銀化合物の割合が相当の割合以上であるものの処分又は再生を行う場合には、あらかじめ水銀を回収することを義務付けており、回収を義務付ける対象及び水銀回収方法を以下のとおり定めることとする。

#### ○ 水銀の回収を義務付ける水銀含有ばいじん等の対象

- 水銀含有ばいじん等のうち、水銀又はその化合物中の水銀をその重量の 1,000mg/kg 以上含有するもの

#### ○ 水銀回収方法

- ばい焼設備を用いてばい焼する方法その他の水銀の回収の用に供する設備を用いて加熱する方法であって、ばい焼その他の加熱工程により発生する水銀ガスを回収

する設備を用いて当該水銀ガスを回収する方法

(9) 水銀回収を義務付ける従来の水銀を含む特別管理産業廃棄物の対象（規則新設条項関係）

改正令第6条の5第1項第2号チにおいて、従来の水銀を含む特別管理産業廃棄物（※）のうち環境省令で定めるものの処分又は再生を行う場合には、あらかじめ水銀を回収することを義務付けており、当該環境省令で定めるものを以下のとおり定めることとする。

- 水銀又はその化合物中の水銀をその重量の1,000mg/kg以上含有するもの

※ 鉱さい、ばいじん（特定の施設で生じたものに限る）、汚泥（特定の施設で生じたものに限る）、及びそれらの処理物（廃酸・廃アルカリを除く）：溶出試験の結果0.005mg/Lを超過したもの。

廃酸・廃アルカリ（鉱さい、ばいじん、汚泥の処理物、及び廃酸・廃アルカリの処理物を含む）（特定の施設で生じたものに限る）：水銀濃度が0.05mg/Lを超過したもの。

## 2-2. 改正の概要（水銀廃棄物適正処理検討専門委員会平成28年度審議事項以外）

答申で明確に方向性が示された内容、従来の廃棄物処理法上の規定に照らして必要な改正事項及び平成28年4月1日より施行された措置の施行状況を踏まえて、以下のとおり関連する環境省令等を改正することとする。

(1) 特別管理産業廃棄物である廃水銀等に係る対象範囲の見直し

① 特定施設

特別管理産業廃棄物である廃水銀等に係る特定施設（規則別表第1に掲げる施設）を次のとおりとする。

ア 別表第1の第1号中「水銀を回収するための施設」を「水銀を回収する施設」に変更する。

イ 別表第1に以下の施設を追加する。

- 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設
- 保健所
- 検疫所
- 動物検疫所
- 植物防疫所
- 家畜保健衛生所
- 検査業に属する施設

- 商品検査業に属する施設
- 臨床検査業に属する施設
- 犯罪鑑識施設

② 回収対象

規則第1条の2第5項第2号「水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀」を「水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀」に変更する。

(2) 一般廃棄物の保管場所に係る掲示板への表示事項の追加

改正令第3条第3号ヌに規定する水銀処理物が含まれる一般廃棄物の積替えのための保管をする場合に、当該保管場所に係る掲示板に記載する事項のうち、「保管する一般廃棄物の種類」に関して以下の内容を追加する。（規則第1条の5関係）

- 当該一般廃棄物に水銀処理物が含まれる場合は、その旨。

(3) 特別管理一般廃棄物である廃水銀の収集・運搬・処分に係る例外規定

特別管理一般廃棄物を区分しないで収集し、又は運搬することができる場合並びに積替えの場所及び保管の場所に仕切り等を設けないことができる場合として、特別管理一般廃棄物である廃水銀と特別管理産業廃棄物である廃水銀等とが混在している場合であって、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合を追加する。（規則第1条の9及び第1条の13関係）

(4) 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿における水銀処理物に関する記載の追加

一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、帳簿を備え付けなければならないところ、収集若しくは運搬又は処分に係る一般廃棄物に水銀処理物が含まれる場合は、帳簿の記載事項である以下の事項について、水銀処理物に係るものを明らかにすることとする。（規則第2条の5関係）

- 収集又は運搬について
  - ①収集又は運搬年月日
  - ②収集区域又は受入先
  - ③運搬方法及び運搬先ごとの運搬量
- 処分について
  - ①受入れ先又は処分年月日
  - ②受け入れた場合
  - ③処分した場合には、処分方法ごとの分量
  - ④処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

**(5) 維持管理の状況に関する情報を公表する施設の種類への遮断型最終処分場の追加**

維持管理の状況に関する情報を公表する一般廃棄物処理施設の種類の、遮断型最終処分場を追加する。公表する事項については、産業廃棄物の遮断型最終処分場に準ずるものとする。（規則第4条の5の2、第4条の5の3、第5条の6の2及び第5条の6の3関係）

**(6) 維持管理に関する記録及び閲覧をする施設の種類への遮断型最終処分場の追加**

維持管理に関する記録及び閲覧をする一般廃棄物処理施設の種類の、遮断型最終処分場を追加する。記録する事項については、産業廃棄物の遮断型最終処分場に準ずるものとする。（規則第4条の6、第4条の7、第5条の6の4及び第5条の6の5関係）

**(7) 特定一般廃棄物最終処分場からの一般廃棄物の遮断型最終処分場の除外**

維持管理積立金の積立てを義務づけられている特定一般廃棄物最終処分場から遮断型最終処分場を除外し、一般廃棄物の遮断型最終処分場について、維持管理積立金の積立てを不要とする。（規則第4条の8関係）

**(8) 一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出及び一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請における水銀処理物に関する記載及び添付する図面の追加**

一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出及び一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請において、届出書及び申請書における記載事項である「埋め立てた廃棄物の種類」に以下の内容を追加する。（規則第5条の5及び第5条の10関係）

- 埋め立てた一般廃棄物に水銀処理物が含まれる場合には、その旨。

また、当該届出書及び当該申請書に添付する図面に、以下のものを追加する。（規則第5条の5の2及び第5条の10の2関係）

- 水銀処理物を埋め立てた場合には、水銀処理物が埋め立てられている位置を示す図面。

**(9) 記載事項への水銀処理物の記載の追加**

当該一般廃棄物に水銀処理物が含まれる場合は、その旨に関する記載を以下の記載事項に追加する。

- 法第10条第1項の規定により一般廃棄物の輸出の確認を受けようとする者が環境大臣に提出する申請書に記載する事項のうち、「当該一般廃棄物の種類」及び「当該一般廃棄物の数量」に係る事項（規則第6条の27関係）
- 法第10条第1項の一般廃棄物の輸出の確認を受けた者が、当該確認に係る一般廃棄物の処分が終了したときに環境大臣に提出する報告書に記載する事項のうち、「当該一般廃棄物の種類」に係る事項（規則第6条の28関係）
- 法第15条の17に規定する指定区域において、土地の形質の変更をしようとする

者又は既に土地の形質の変更に着手している者が、当該土地の形質の変更について届け出る事項のうち、「地下にある廃棄物の種類」に係る事項（規則第 12 条の 36 第 4 号及び第 12 条の 38 第 1 項第 5 号関係）

**(10) 記載事項への水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の記載の追加**

- ① 産業廃棄物の積替えのための保管場所の掲示板（規則第 7 条の 3）
- ② 産業廃棄物処分等のための保管場所の掲示板（規則第 7 条の 5）
- ③ 産業廃棄物保管基準（保管場所の掲示板）（規則第 8 条）
- ④ 委託契約に含まれるべき事項（規則第 8 条の 4 の 2）
- ⑤ 事業者の帳簿の記載事項（規則第 8 条の 5）
- ⑥ マニフェストの交付（規則第 8 条の 20）
- ⑦ マニフェストの記載事項（規則第 8 条の 21）
- ⑧ マニフェスト交付者の報告書（規則第 8 条の 27）
- ⑨ 管理票交付者が講ずべき措置（規則第 8 条の 29）
- ⑩ 情報処理センターへの登録手続（規則第 8 条 31 の 2）
- ⑪ 電子マニフェスト登録事項（規則第 8 条の 32）
- ⑫ 情報処理センターによる報告（規則第 8 条の 36）
- ⑬ 電子情報処理組織使用事業者の報告（規則第 8 条の 38）
- ⑭ 産業廃棄物収集運搬業の許可申請（規則第 9 条の 2）
- ⑮ 産業廃棄物収集運搬業の優良認定の基準（規則第 9 条の 3）
- ⑯ 産業廃棄物収集運搬業許可証（規則第 10 条の 2）
- ⑰ 産業廃棄物処分業の許可申請（規則第 10 条の 4）
- ⑱ 産業廃棄物処分業の優良認定の基準（規則第 10 条の 4 の 2）
- ⑲ 産業廃棄物処分業許可証（規則第 10 条の 6）
- ⑳ 承諾に係る書面の記載事項（規則第 10 条の 6 の 6）
- ㉑ 再委託の例外（規則第 10 条の 7）
- ㉒ 処理業者の帳簿の記載事項（規則第 10 条の 8）
- ㉓ 産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書（規則第 10 条の 9）
- ㉔ 産業廃棄物処理業変更の届出等（規則第 10 条の 10）
- ㉕ 特別管理産業廃棄物収集運搬業の優良認定の基準（規則第 10 条の 12 の 2）
- ㉖ 特別管理産業廃棄物処分業の優良認定の基準（規則第 10 条の 16 の 2）
- ㉗ 産業廃棄物処理施設設置許可申請書（規則第 11 条）
- ㉘ 産業廃棄物処理施設の許可証（規則第 12 条の 5）
- ㉙ 産業廃棄物処理施設変更許可申請書（規則第 12 条の 9）
- ㉚ 廃棄物の輸入の許可申請（規則第 12 条の 12 の 20）
- ㉛ 輸入した廃棄物の処分終了報告（規則第 12 条の 12 の 21）
- ㉜ 産業廃棄物の輸出の確認申請（規則第 12 条の 12 の 25）
- ㉝ 輸出した産業廃棄物の処分終了報告（規則第 12 条の 12 の 26）

上記①から③まで（関連する規則様式含む）に関して以下の内容を追加する。

- 当該産業廃棄物に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨。

#### (11) 産業廃棄物保管基準の追加

水銀使用製品産業廃棄物を排出する事業場において、当該廃棄物が運搬されるまでの間に保管を行う場合には、廃棄物の飛散流出防止等の産業廃棄物の一般的な保管基準に加え、以下の基準を追加する。（規則第8条関係）

- 保管の場所には、水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

#### (12) 特別管理産業廃棄物である廃水銀等の収集・運搬・処分に係る例外規定

特別管理産業廃棄物を区分しないで収集し、又は運搬することができる場合並びに積替えの場所及び保管の場所に仕切り等を設けないことができる場合として、以下の場合を追加する。（規則第8条の6、第8条の9及び第8条の11関係）

- 特別管理一般廃棄物である廃水銀と特別管理産業廃棄物である廃水銀等とが混在している場合であって、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合
- 一般廃棄物である水銀処理物と特別管理産業廃棄物である廃水銀等処理物とが混在している場合であって、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合を追加する。

#### (13) 産業廃棄物処分業（特別管理産業廃棄物処分業）の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準の追加

公表事項である直前3年間の事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報に、改正令第7条第10号の2に規定する廃水銀等の硫化施設の維持管理の状況に関する情報を追加する。（規則第10条の4の2及び第10条の16の2関係）

#### (14) 特別管理産業廃棄物処分業の許可の基準の追加

廃水銀等の処分を業として行う場合の基準として、以下の基準を追加する。（規則第10条の17関係）

- 廃水銀等の処分に適する硫化施設その他の処理施設であつて、処分する廃水銀等の性状を分析できる設備を備えたものを有すること。

#### (15) 特別管理一般廃棄物の収集・運搬・処分を業として行うことができる者の追加

特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者及び規則第10条の20第1項に掲げる者のうち、特別管理産業廃棄物である廃水銀等の収集又は運搬を行う者は特別管理一般廃棄物である廃水銀の収集又は運搬を、特別管理産業廃棄物である廃水銀等の処分を行う者は特別管理一般廃棄物である廃水銀の処分をそれぞれ行うことがで

きることとする。（規則第 10 条の 20 関係）

**(16) 産業廃棄物処理施設申請書記載事項及び届出を要する産業廃棄物処理施設の変更事項への廃水銀等の処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法の追加**

産業廃棄物処理施設申請書記載事項及び届出を要する産業廃棄物処理施設の変更事項に廃水銀等の処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法を追加する。（規則第 11 条及び第 12 条の 10 関係）

**(17) 維持管理の状況に関する情報を公表する施設の種類への廃水銀等の硫化施設の追加**

維持管理の状況に関する情報を公表する産業廃棄物処理施設の種類の、廃水銀等の硫化施設を追加する。公表する事項及び公表の期間については、次のとおりとする。（規則第 12 条の 7 の 2 及び第 12 条の 7 の 3 関係）

ア 公表する事項

- 処分した廃水銀等の各月ごとの数量

イ 公表の期間

- 処分した翌月の末日から、当該日から起算して 3 年を経過するまでの間

**(18) 維持管理に関する記録を閲覧させる施設の種類への廃水銀等の硫化施設の追加**

維持管理に関する記録を閲覧させる産業廃棄物処理施設の種類の、廃水銀等の硫化施設を追加する。記録する事項及び当該記録を備え置く日については、次のとおりとする。（規則第 12 条の 7 の 4 及び第 12 条の 7 の 5 関係）

ア 記録する事項

- 処分した廃水銀等の各月ごとの数量

イ 記録を備え置く日

- 処分した翌月の末日

**(19) 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の追加**

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例として以下の場合を追加する。（規則第 12 条の 7 の 16 関係）。

- 令 7 条第 14 号イに掲げる産業廃棄物の最終処分場（遮断型最終処分場）及び令 7 条第 14 号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場（管理型最終処分場）（いずれも廃水銀等の処分の許可を持つ施設に限る。）において一般廃棄物である水銀処理物を処分する場合

**(20) 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の設置に係る届出書及び同届出の受理書に関する水銀処理物の記載の追加**

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出について、届出事項に以

下のものを追加する。(規則第 12 条の 7 の 17 第 1 項関係)

- 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類(当該施設が廃水銀等の処分の許可を持つ施設である場合にあっては、一般廃棄物である水銀処理物を処理する旨)
- 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの数量(当該施設が廃水銀等の処分の許可を持つ施設である場合にあっては、一般廃棄物である水銀処理物の処理量)

上記届出に対する受理書の記載事項に以下のものを追加する。(同条第 4 項関係)

産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類(当該施設が一般廃棄物である水銀処理物を処理する施設である場合にあっては、その旨)

#### (21) 産業廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出及び産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請における添付図面の追加

産業廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出及び産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請において、届出書及び申請書に添付する図面に、以下のものを追加する。(規則第 12 条の 11 及び第 12 条の 11 の 2 関係)

- 廃水銀等の処理物を埋め立てた場合には、廃水銀等の処理物が埋め立てられている位置を示す図面。

#### (22) 指定区域台帳に係る帳簿記載事項及び図面の対象の追加

指定区域台帳の記載事項として、以下のものを追加する。(規則第 12 条の 34 第 3 項関係)

- 地下にある廃棄物に水銀処理物、廃水銀等の処理物が含まれる場合は、当該廃棄物の数量。

また、図面の対象として、以下のものを追加する(同条第 4 項関係)。

- 水銀処理物、廃水銀等の処理物が地下にある場合は、当該廃棄物の位置を示す図面。

#### (23) 指定区域の形質変更の届出書の添付図面の追加

法第 15 条の 19 第 1 項の規定による届出書に添付する図面として、以下のものを追加する。(規則第 12 条の 35 第 2 項関係)

- 水銀処理物、廃水銀等の処理物が地下にある場合は、当該廃棄物の位置を示す図面。

#### (24) 届出台帳に係る帳簿記載事項及び図面の対象の追加

法第 19 条の 11 に規定する届出台帳の記載事項として、以下のものを追加する。(規則第 15 条の 8 第 3 項関係)

- 埋め立てた廃棄物に水銀処理物が含まれる場合は、その旨。

また、図面の対象として、以下のものを追加する。(同条第 4 項関係)

- 水銀処理物、廃水銀等の処理物が埋め立てられている場合は、当該廃棄物が埋め立

てられている位置を示す図面。

#### (25) 一般廃棄物の遮断型最終処分場の技術上の基準の追加

一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準に、遮断型最終処分場の技術上の基準、維持管理の技術上の基準及び廃止の技術上の基準を追加する。当該遮断型最終処分場の技術上の基準、維持管理の技術上の基準及び廃止の技術上の基準については、産業廃棄物の遮断型最終処分場の技術上の基準、維持管理の技術上の基準及び廃止の技術上の基準に準ずるものとする。（最終処分基準省令関係）

#### (26) 一般廃棄物の遮断型最終処分場における水銀処理物に関する記録の追加

一般廃棄物の最終処分場において、埋められた一般廃棄物について記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存しなければならないところ、遮断型最終処分場においては、記録する事項のうち、「一般廃棄物の種類」に関して以下の内容を追加する。（最終処分基準省令関係）

- 当該一般廃棄物に水銀処理物が含まれる場合は、その旨。

#### (27) 廃テレビジョン受信機のうち液晶式のものの再生又は処分の方法

148号告示第4号において、蛍光管のうち水銀又はその化合物を含むものについての再生又は処分の方法として、破砕設備を用いて破砕するとともに、破砕に伴って生ずる汚泥又はばいじんについて、同号イ（2）の薬剤処理方法又は同号イ（3）のばい焼により水銀ガスを回収する方法のいずれかの方法により処理することとされているところ、以下のとおり改める。（148号告示関係）

- 同号イ（2）の薬剤処理方法については、同号イ（1）の破砕に伴って生ずる汚泥又はばいじんに含まれている水銀又はその化合物中の水銀の量が1,000mg/kg未満のものを処理する場合に限ることとする。
- 同号イ（3）の水銀回収方法については、ばい焼施設においてばい焼する方法その他の水銀の回収の用に供する設備を用いて加熱する方法であって、ばい焼その他の加熱工程により発生する水銀ガスを回収する設備を用いて当該水銀ガスを回収する方法とする。

### 3. 施行期日（想定）

平成29年10月1日より施行。

（以上）